

第1章 計画の趣旨と位置付け

1 計画の背景と目的

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）に基づき、平成29（2017）年3月に「小牧市空家等対策計画」を策定し、空家等対策を展開してきましたが、令和3年度に計画期間が終了することから、これまでの取組を検証し、空家等の現状分析を行い、課題を整理したうえで、取組内容の充実や強化を図るために、令和4（2022）年度から始まる「小牧市空家等対策計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

2 計画の概要

《位置付け》

空家法第6条第1項、上位計画である「小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画」、「第2期小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「小牧市人口ビジョン（令和元年度改訂版）」に即し、空家法や基本指針に基づき、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので

《計画期間》

令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間

ただし、計画期間中であっても、社会経済情勢や本市における地域事情などの変化、国・県の動向、空家法やその他の制度規定の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

《対象とする地域》

小牧市全域

《対象とする空家等》

- 空家等（空家法第2条第1項）
- 特定空家等（空家法第2条第2項）
- 法定外空家等（条例※第2条第4号）

※条例…小牧市建築物及び空き地の適切な管理に関する条例

なかでも、本市内に所在する一戸建て住宅及び店舗併用住宅等の居住部分を有する空家等を中心に取り組むこととします。

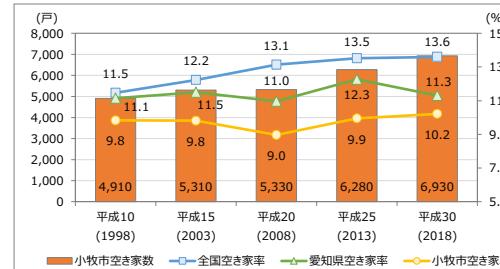
なお、工場、店舗、倉庫などは現地調査や所有者意向調査を行っていないませんが、空家法の対象として相談等個別に対応を行うこととします。

第2章 空家等の現状と課題

1 小牧市の特性

空き家（住宅・土地統計調査）

本市の空き家率は全国や愛知県と比較すると低い水準にありますが、空き家の数は過去20年間で増加を続けています。



第2章 空家等の現状と課題

2 空家等実態調査の概要

地区別の空家等数・空家等率

地区	人口※1	世帯数※1	建物数※2	空家等数	空家等率
小牧南	21,490人	9,917世帯	4,469棟	114棟	2.6%
小牧	28,486人	13,620世帯	5,704棟	125棟	2.2%
巾下	16,107人	7,528世帯	4,094棟	87棟	2.1%
味岡	33,834人	14,884世帯	8,457棟	164棟	1.9%
篠岡	32,627人	13,759世帯	8,563棟	166棟	1.9%
北里	19,705人	8,956世帯	5,536棟	124棟	2.2%
市全体	152,249人	68,664世帯	36,823棟	780棟	2.1%

※1 人口・世帯数は、住民基本台帳（令和3（2021）年1月1日現在）

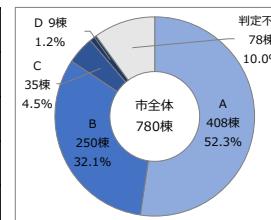
※2 建物数は、課税台帳上の用途が「住宅」「寄宿舎」「共同住宅」

「アパート」「寮」「社宅」「賃住宅」「貸店舗住宅」のいずれかに該当するものを抽出。なお、所在地が完全一致する物件は、あわせて1棟と数える。

不良度判定の結果

調査区分	調査項目
敷地	門・堀の状況、擁壁の状況
建物	屋根材の状況、外壁材の状況、建物の傾き、基礎・土台の破損等、樋の状況、窓ガラスの状況
その他破損箇所	

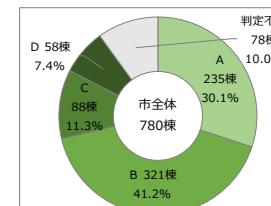
不良度ランク	判定内容
A	管理に特段問題がなく、現況のまま利用可能
B	管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能
C	倒壊の可能性はないが、現況のままの利用は困難
D	倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能
判定不可	A・Bランクのうち、外観目視で一定の項目について確認できなかったもの



利活用判定の結果

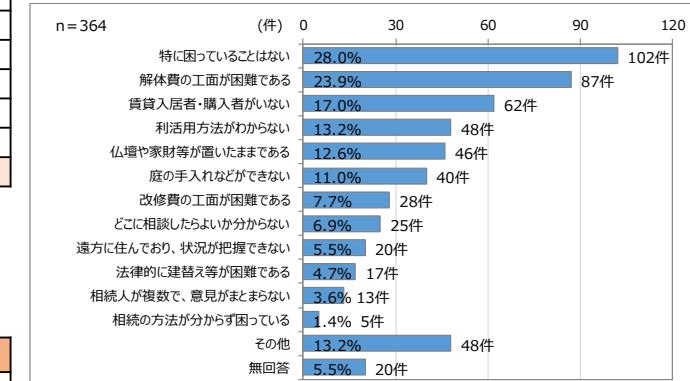
調査区分	調査項目
立地条件	区域区分（市街化区域・市街化調整区域） 道路の幅員、道路の傾斜、道路の高低差、間口の状況
建物条件	不良度判定のランク（A～Dランク） 駐車スペース（普通車）の状況
その他の条件	雑草・立木の状況、ゴミの投棄・堆積の有無 臭いの状況、害獣・害虫の状況

利活用ランク	判定内容
A	売却・賃貸が容易
B	売却・賃貸の期待性あり
C	売却・賃貸の期待性が低い
D	売却・賃貸が困難
判定不可	不良度判定で判定不可としたもの

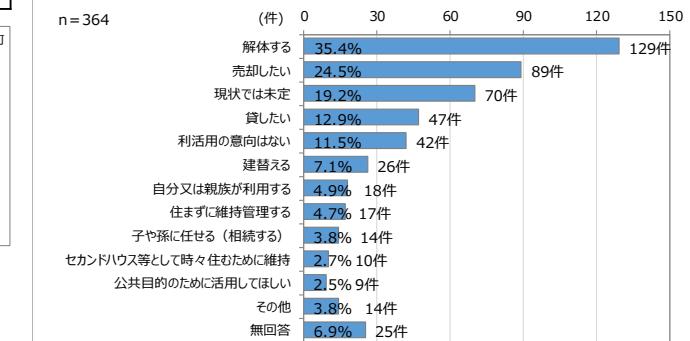


意向調査の主な結果

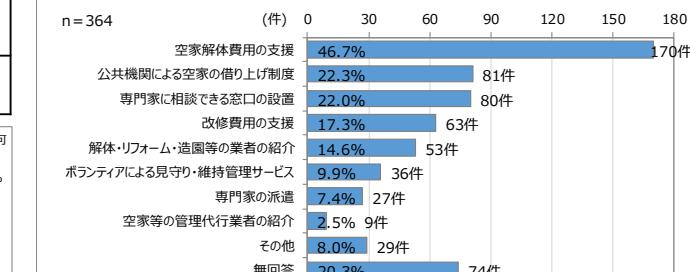
建物について困っていること（複数回答）



どのように利活用したいか（複数回答）



希望する支援策（複数回答）



第2章 空家等の現状と課題

3 空家等対策の課題

(1) 空家等の発生抑制に関する課題

A) 高齢化の進展に伴う空家等及び空家等予備軍の増加

- 本市の人口は、平成27年をピークに微減。今後も減少していくことが見込まれる。【図表-1】
- 高齢化の進展に伴い、高齢者数の増加、高齢者のみ世帯及び単身高齢者の増加も見込まれる。【図表-2】

B) 相続が原因となる空家等の発生

- 相続による不動産登記の手続きを行わないことから、権利関係が複雑となり、早期に売却や処分することが困難となる。

(2) 空家等の利活用に関する課題

A) 相談窓口の充実

- 「今後の利活用予定」
解体する（35.4%）、売却したい（24.5%）、貸したい（12.9%）【図表-3】
- 「空家等の利活用であると良いと思う支援策」
専門家に相談できる窓口の設置（22.0%）【図表-4】

B) 空家等の利活用の促進

- 売却や貸付を希望される空家等の内、69.1%は利活用Aランク、Bランクであることから、空き家バンクの利活用促進や不動産業者による流通促進を図る必要がある。【図表-3】
- 解体の希望も多く、また、所有者が望む「利活用の支援策」として「空き家解体費用の支援」が46.7%であることから、除却の促進を図り跡地活用へつなげる必要がある。【図表-4】

(3) 空家等の適切な管理に関する課題

A) 空家等の適切な維持管理の促進

- 建物の所有者の52.7%が70歳以上（60歳以上を含めると73.9%）【図表-5】
- 建物の維持管理については、「していない」が24.7%【図表-6】
- 現地調査から、樹木や雑草が繁茂している空家等が多く見受けられた。

B) 老朽化する空家等への対策

- 旧耐震基準で建築された建物が65.1%【図表-7】（そのうちの53.2%は築50年以上経過）【図表-9】

(4) 管理不全な空家等に関する課題

A) 管理不全空家等の解消

- 不良度Cランク、Dランクの空家等が合わせて44棟【図表-8】
- 築50年以上経過した不良度Aランク、Bランクの空家等115棟の老朽化【図表-9】

B) 所有者不明の空家等への対応

- 空家等の所有者が行方不明であること、相続人が不存在であることなどにより、適切な管理がなされず老朽化が進む建物もある

(5) 空家等対策の実施体制に関する課題

A) 庁内及び関係団体との連携

- 空家等に関する課題については、多岐に分野が渡っており、庁内各課や関係団体と連携し、空家等対策の推進を図る必要がある。

【図表-1】総人口の推移と将来の推計



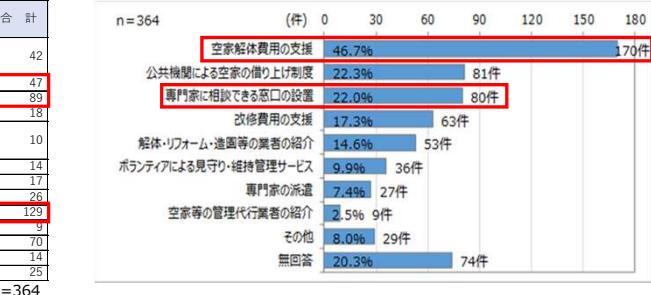
【図表-2】65歳以上の高齢者のみ世帯数・単身高齢者のみ世帯数の推移



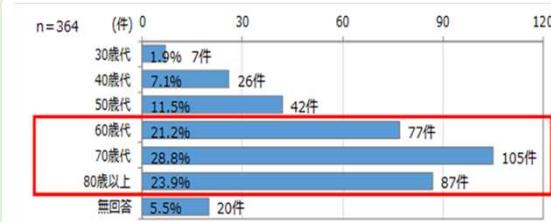
【図表-3】今後の利活用予定別・利活用判断別の空家等数(複数回答)

項目	利活用判断					合計
	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	判定不可	
利活用の意向はない (今まで良い)	10	22	5	3	2	42
貸したい	16	17	7	3	4	47
売却したい	30	31	13	5	10	89
自分又は親族が利用する	12	5	0	0	1	18
セカンドハウス等として時々住むために維持する	5	3	2	0	0	10
子や孫に任せると(相続する)	6	6	0	0	2	14
住まいに維持管理する	2	10	5	0	0	17
建替える	7	9	2	8	0	26
解体する	35	59	16	16	3	129
公共目的のために活用してほしい	3	3	2	0	1	9
現状では未定	28	27	5	6	4	70
その他	3	7	1	1	2	14
無回答	6	15	2	2	0	25

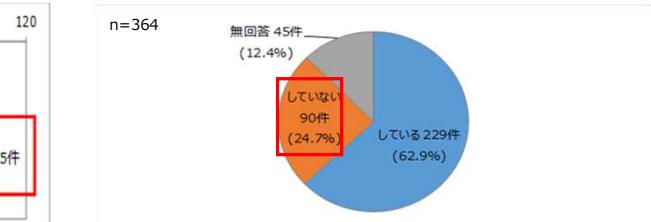
【図表-4】希望する支援策(複数回答)



【図表-5】所有者等の年齢



【図表-6】建物の維持管理の有無



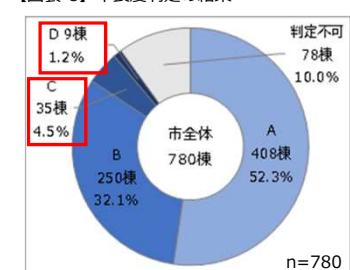
【図表-7】新・旧耐震基準別の不良度判定

項目	不良度判定					合計
	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	判定不可	
昭和56年以前	111	101	10	3	12	237
昭和57年以降	45	3	0	0	6	54
わからない	31	15	6	2	3	57
無回答	9	4	0	0	3	16
合計	196	123	16	5	24	364

【図表-8】新・旧耐震基準別の不良度判定

項目	不良度判定					合計
	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	判定不可	
新耐震基準	780	250	35	9	126	1,264
旧耐震基準	408	230	45	12	103	675
合計	196	123	16	5	24	364

【図表-9】不良度判定の結果



第3章 基本方針、第4章 空家等対策に関する具体的施策、第5章 空家等対策の計画的推進

計画の体系図



目標値の設定

本計画の実効性を確保するため、毎年度、具体的施策の取組状況について点検を行い、小牧市空家等対策協議会において報告し、施策の有効性、効率性などの検証及び評価を行い、その結果を次年度の施策に反映させます。

なお、計画期間における目標値は右表のとおりです。

成果指標	基準値 (令和2年度)	将来予測値 (令和13年度)	空家等の増加抑制	目標値 目標年度（令和13年度）	進捗管理
空家等の棟数	780棟	1,088棟	→	882棟	毎年
管理不全空家等の棟数（不良度判定C・Dランク）	44棟	62棟		20棟	毎年

空き家の状況に応じた適切な管理、除却、利活用の一体的推進により、空家等及び管理不全空家等の増加抑制を図ります。